平成２１年（フ）第１７８６号
名古屋市天白区保呂町501番地　リバーサイドハーチャ305号
債務者　野崎　利治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１０号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１押草団地112棟805号
債務者　渡邉　達也
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１２６号
名古屋市港区稲永２丁目１番１―603号　みなと稲永住宅
債務者　中辻千恵子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６９号
滋賀県高島市新旭町針江５番地343、前住所兵庫県たつの市揖西町土師４丁目102番地２
債務者　伊賀　徳子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市土山３丁目２番40―303号県住土山団地
債務者　本林　誠治
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市土山３丁目２番40―303号県住土山団地
債務者　本林美津子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３９号
兵庫県姫路市庄田105番地、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目７番17号
債務者　窪田真智子（旧姓植西）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５４０号
兵庫県姫路市土山６丁目12番22―210号セザール姫路土山
債務者　川上よしみ
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５４７号
兵庫県高砂市米田町米田1108番地の６
債務者　石井　美香（旧姓前場）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６７号
兵庫県加古郡播磨町野添240番地の１グリーンハイツ203号
債務者　磯野　信夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７１号
兵庫県姫路市野里500番地43
債務者　塚本みよ子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５９８号
兵庫県姫路市神子岡前２丁目17番28号面白山中村ハイツ107号
債務者　釣　　裕香（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０５号
兵庫県姫路市庄田135番地１
債務者　中塚　正美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９２５号
広島市東区光町２丁目９番30―405号竹本ビル４Ｆ
債務者　吉本　　瞳
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０１号
広島県東広島市三永２丁目10―９エトワール三永104、住民票上の住所岡山市中区倉田620番地　ベルメゾン東光倉田208号
債務者　天原　玉貴（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５４号
広島市中区舟入南２丁目11番３―206号、申立時の住所広島県安芸郡熊野町大字柿迫263番地３
債務者　尾濱美智子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６９号
広島市安佐北区亀山南５丁目19番13号
債務者　福盛　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部